

「電力の小売営業に関する指針」の 改定について

平成30年9月20日（木）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

「電力の小売営業に関する指針」の改定（改定事項①）

（１）間接オークションの導入に伴う改定項目

	改定項目	改定事項の概要
① 新規追加	1（３）ウ i) ④（１７頁） 一般的に問題となるもの (※)間接オークションを用いた調達の場合	<p>小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。</p> <p>しかし、（ア）売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し、かつ、（イ）日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとの要件を満たす場合には、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならないものとする。</p>
② 新規追加	1（３）イ iii)（１４頁） 望ましい算定や開示の方法 ④間接オークションを踏まえた算定方法	<p>上記要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示すること望ましい行為と位置付ける。</p>

「電力の小売営業に関する指針」の改定（改定事項②）

（1）間接オークションの導入に伴う改定項目（続き）

	改定項目	改定事項の概要
③ 新規追加	1（3）ウv）（23頁） 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、 発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの	連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該特定地域産であることを表示するための要件については、上記の1（3）ウi）④（※）間接オークションを用いた調達の場合の考え方と同様であることを追加する。
④ 明確化	1（3）ウv）（23頁） 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、 発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの	電気の産地の表示につき、「地産地消」に加えて、特定の地域産である旨を表示する場合も例示に追加するとともに、それに伴う所要の修正を行う。

「電力の小売営業に関する指針」の改定（改定事項③）

（2）非化石価値取引市場の創設に伴う改定項目

	改定項目	改定事項の概要
⑤ 新規追加・修正	1（3）ウ iii）（20頁） FIT電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの	<p>非化石価値取引市場が創設され、電気事業者は取引所経由で非化石証書を購入できることから、FIT電気はそれ自体では非化石価値を保有しないことを前提に、需要家の誤認を防止する観点から、①電力量に相当する非化石証書を使用しない場合と②使用する場合に分けて、必要な注釈の内容を定める。</p> <p>また、非化石価値取引市場の創設に伴い、FIT電気の買取費用は、全需要家が賦課金を通じて負担するのみならず、非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入によっても賄われるため、FIT電気に関する注釈に記載すべき内容を変更する。</p>
⑥ 明確化	1（3）ウ iv）（22頁） 非化石証書を使用した場合においてのみ問題となるもの	<p>非化石価値を訴求するためには、非化石証書の購入だけではなくそれを使用したこと（償却（費用化）したこと）が必要であることから、「購入」の語を「使用」の語に変更する。</p>

「電力の小売営業に関する指針」の改定（改定事項④）

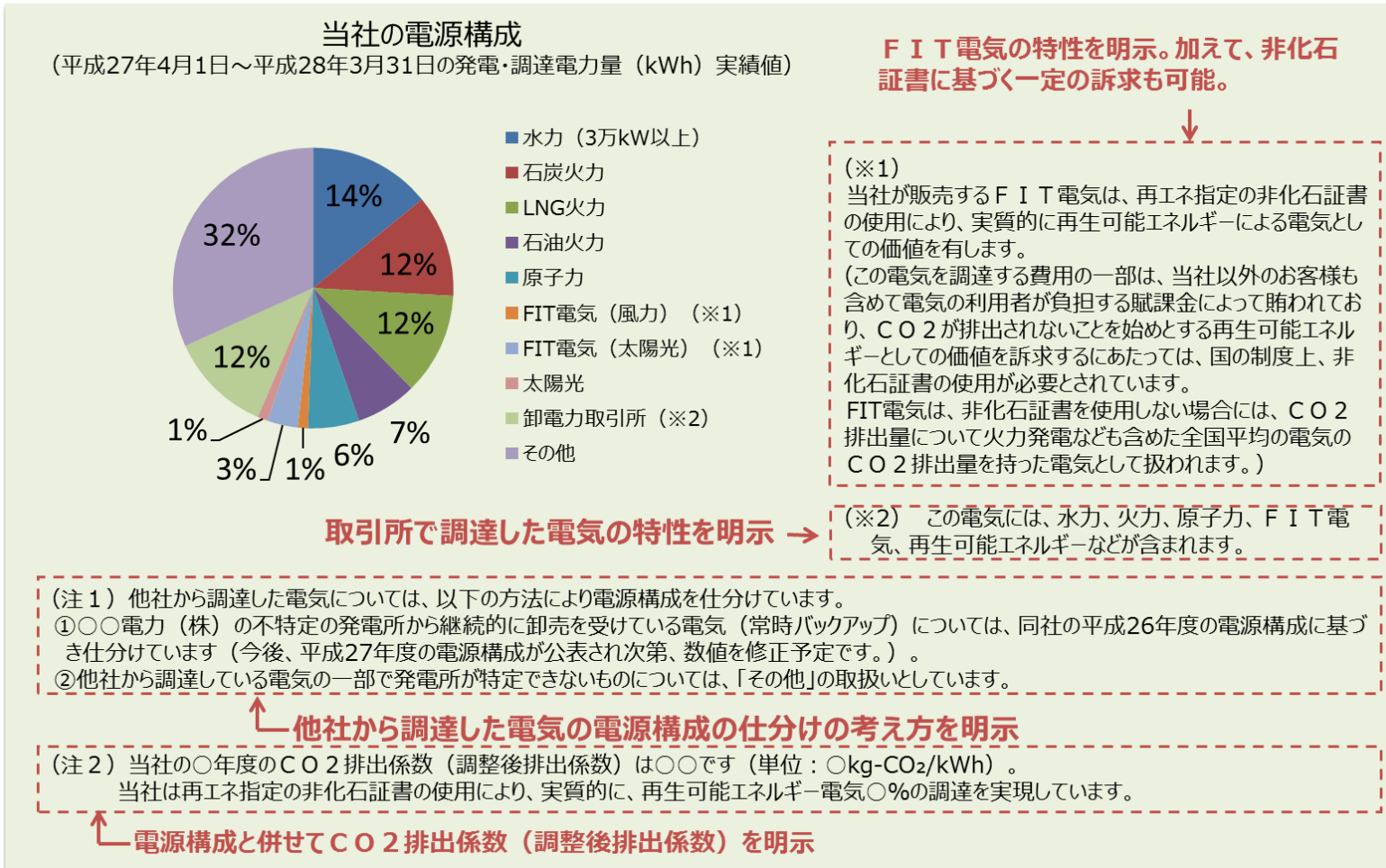
- (3) 電源構成表示を行う際の、電源を特定したメニューの算定の取扱いに関する改定項目
(※) なお、本項目については、平成31年度以後の表示に対して適用する。

	改定項目	改定事項の概要
⑦ 新規追加	1 (3) イ iii) (13頁) 望ましい算定や開示の方法 ②電源特定メニューを提供する場合の 電源構成の算定方法	小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成等を開示するときは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、電源特定メニューによる販売電力量を控除して算出した電源構成を記載することを望ましい行為と位置付ける。また、控除の算定例を示す。
⑧ 新規追加	1 (3) ウ i) ⑤ (17頁) 一般的に問題となるもの ⑤電源特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。	小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューでの販売電力量を控除せずに算定した電源構成を開示する場合には、電源特定メニューによる販売電力量を含んだ電源構成割合であることに関する適切な注釈を付す必要があるものとし、このような注釈を付さないことは、問題となる行為と位置付ける。

(参考) 電源構成開示の例 (1 / 3)

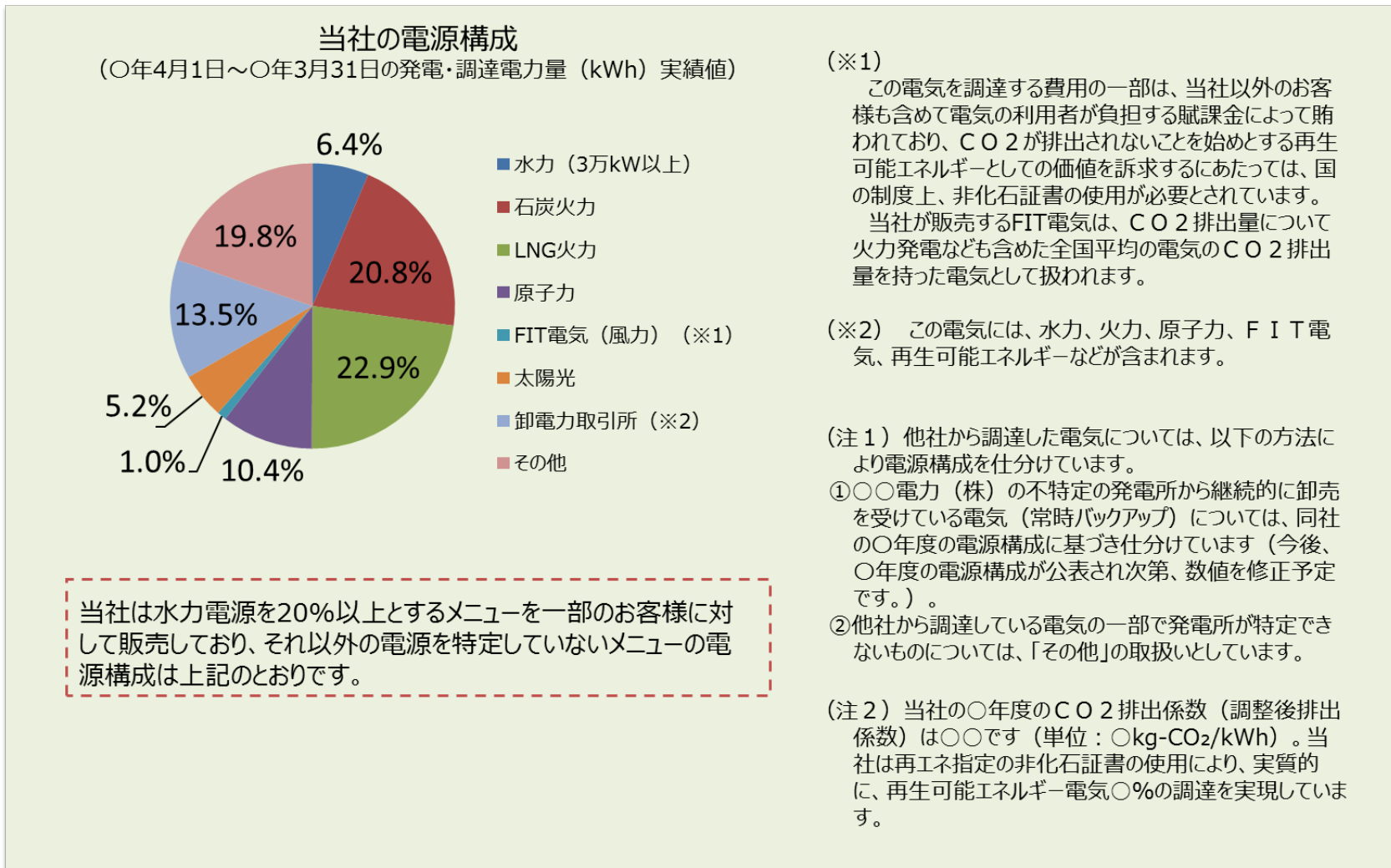
- 上記 (1) ~ (3) の改定事項を反映して、電源構成開示の例についても以下のように改定する。

(1 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合)



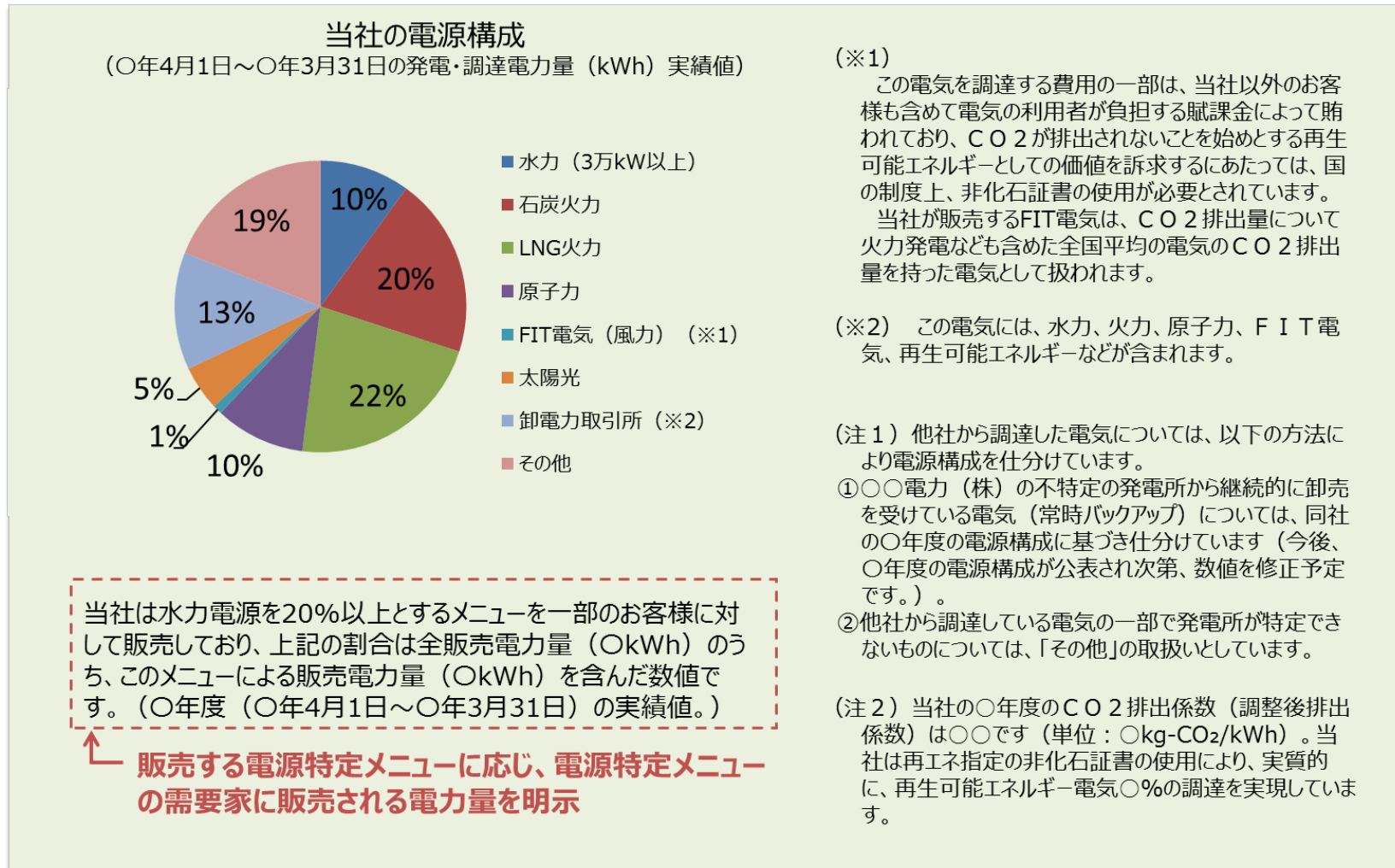
(参考) 電源構成開示の例 (2 / 3)

(2) 電源特定メニューを提供する場合 (電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除して表示する場合)



(参考) 電源構成開示の例 (3 / 3)

(3) 電源特定メニューを提供する場合 (電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除せずに表示する場合)



「電力の小売営業に関する指針」の改定（改定事項⑤）

（４）その他の改定項目

	改定項目	改定事項の概要
⑦ 明確化	1（3）ウ i）③（16頁） 一般的に問題となるもの 電源構成等の情報について、割合等 の算定の明確な根拠なく、又は、割合 等の数値及びその算定の具体的根拠 …（中略）…を示さずに、情報の開 示を行うこと。	調達計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる行為と位置付ける。
⑧ 技術的修正等		通達の改正等に伴う技術的修正や、平仄の関係での所要の修正を行う。